

## <報道発表資料>

令和5年5月12日

### 「ウェブによる消費生活相談」を開始します。

埼玉県消費生活支援センターでは、電話や来所による相談に加え、新たにウェブによる相談を開始します。

消費者と事業者との間で生じた商品やサービスに関する相談をウェブにて受け付け、トラブル解決へ向けた助言や情報提供を行います。

専用ページから必要事項を入力の上、送信してください。

#### ● 「ウェブによる消費生活相談」の概要

##### 1 相談できる方

県内在住、在勤、在学の消費者

##### 2 実施日時

令和5年5月15日（月曜日）から受付開始（随時受付）

※ 受信した日の翌日から3日程度（土日祝日等除く）で、メールにて回答いたします。

##### 3 相談内容

消費者と事業者との間で生じた商品やサービスに関する相談

※ 個人間のトラブルや、事業者からの事業上の相談はお受けしておりませんのでご了承ください。

##### 4 相談方法

「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用して相談を受け付けます。

当センターHP「県の消費生活相談窓口」の「ウェブによる相談」から相談フォームへ進むことができますので、必要事項を入力の上、送信してください。

《当センターHP「県の消費生活相談窓口」URL》

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanmadoguti/soudanmadoguti-saitamaken.html>

##### 5 その他

- ・ 令和5年3月20日から試験運用中です。
- ・ ウェブ相談による回答は1回限りとなります。
- ・ 限られた情報での回答となりますため、一般的な回答となることがあります。
- ・ 急ぎもしくは詳しくご相談されたい場合は、お電話にてご相談ください。

《相談専用電話番号》（日曜、祝日及び年末年始を除く9時～16時）

- ・ 消費生活支援センター（川口） 048-261-0999
- ・ 消費生活支援センター熊谷 048-524-0999
- ・ 消費者ホットライン【全国共通】 <sup>いやや</sup>188